

令和8年度（令和7年分）申告用

市県民税のしおり

（個人住民税）

電子・郵送による市県民税申告書提出のお願い

- 市県民税申告書は原則として電子申告または郵送による提出をお願いしています。
令和8年度の申告から個人住民税でも電子申告（地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用したインターネットによる申告）ができるようになります。手続きにはマイナンバーカードが必要です。申告書に必要事項を記入後、収支内訳書などの必要書類を添付して、市民税課に提出してください。
- やむを得ず、申告会場又は窓口にて申告を行う場合には、医療費控除の明細書及び収支内訳書の事前作成にご協力ください。

令和8年度からの税制改正

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、給与所得控除の見直し、同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額に係る要件の引上げ、大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設が行われました。

◆税制改正の内容：令和7年分所得に係る令和8年度の個人住民税から適用されます。

①給与所得控除の見直し	給与収入金額が190万円以下の方の最低保障控除額が最大10万円引き上げられました。（6ページ）
②扶養親族等に係る所得要件の引上げ	各種扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件額が10万円引き上げられました。（12～14ページ）
③大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設	合計所得金額が58万円を超える19歳から23歳未満の親族がいる場合においても、納税義務者が受けられる控除額が当該親族の合計所得金額に応じて徐々に減少していく仕組みが創設されました。（14ページ）

【お問い合わせ・申告書送付先】

東広島市 財務部 市民税課

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

TEL (082) 420-0910 (直通)

FAX (082) 422-6810

<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/>

目 次

1	市県民税が課税される人	… 1
2	市県民税の納税方法	… 2
3	市県民税の計算方法	… 3
4	総合課税所得	
	・ 営業等所得	… 4
	・ 農業所得	… 4
	・ 不動産所得	… 4
	・ 利子所得	… 5
	・ 配当所得	… 5
	・ 給与所得	… 6
	・ 公的年金等に係る雑所得	… 7
	・ 業務に係る雑所得	… 7
	・ その他の雑所得	… 8
	・ 総合課税の譲渡所得	… 8
	・ 一時所得	… 8
5	分離課税所得	
	・ 土地・建物等の譲渡所得	… 9
	・ 株式等に係る譲渡所得	… 9
	・ 上場株式等の配当所得	… 9
	・ 先物取引に係る雑所得	… 9
	・ 山林所得	… 9
	・ 退職所得	… 9
6	所得控除	
	・ 社会保険料控除	… 10
	・ 小規模企業共済等掛金控除	… 10
	・ 生命保険料控除	… 10
	・ 地震保険料控除	… 11
	・ 寡婦控除・ひとり親控除	… 12
	・ 勤労学生控除	… 12
	・ 障害者控除	… 12
	・ 配偶者控除	… 13
	・ 配偶者特別控除	… 13
	・ 扶養控除	… 14
	・ 特定親族特別控除	… 14
	・ 基礎控除	… 15
	・ 雜損控除	… 15
	・ 医療費控除	… 16
7	税額控除	
	・ 住宅借入金等特別税額控除	… 17
	・ 寄附金税額控除	… 17
	・ 調整控除	… 17
	・ 配当控除	… 17
	・ その他の税額控除	… 17
8	申告が必要な人	… 18
9	申告書の記入方法	… 20
10	申告のときに準備するもの	… 24
11	医療費控除の明細書の作成	… 26

1 市県民税が課税される人

東広島市に税金を納める人

市県民税は、その年の1月1日に住所のある市町村に納めます。つまり、その年（例えば、令和8年）の1月1日に東広島市に住所のある人は、その年（令和8年度）の市県民税は東広島市に納めます。なお、年の途中で住所が変わったときでも、その年（令和8年度）に市県民税を納める市町村が変わることはありません。

また、住所が他市町村にある人のうち、東広島市内に事業所や家屋敷のある人は、住所地の市町村に納める市県民税のほかに、東広島市に均等割を納める必要があります。

均等割と所得割

市県民税は、均等割と所得割の合計によって計算されます（計算方法等は3ページ参照）。

均等割は、収入の多少によらず、一律の金額が課税されます。

所得割は、収入の多少や生活実態を考慮した計算方法によって算出された額が課税されます。

市県民税がかからない人

その年の1月1日現在において、次のいずれかにあてはまる人は、均等割も所得割もかかりません。

- ・生活保護法によって生活扶助を受けている人
- ・障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額（16ページの補足説明参照）が135万円以下の人（給与収入のみの場合は、収入金額が204万4千円未満の人）

均等割がかからない人

前年の合計所得金額（16ページの補足説明参照）が次の金額以下の人には均等割がかかりません。

$$\cdot 28\text{万円} \times (1 + \text{扶養親族等の人数} (\text{※})) + 10\text{万円} (+ 16\text{万8千円} (\text{注1}))$$

（注1）扶養親族等がある場合のみ加算します。

所得割がかからない人

前年の総所得金額等（16ページの補足説明参照）が次の金額以下の人には所得割がかかりません。

$$\cdot 35\text{万円} \times (1 + \text{扶養親族等の人数} (\text{※})) + 10\text{万円} (+ 32\text{万円} (\text{注2}))$$

（注2）扶養親族等がある場合のみ加算します。

（※）ここでいう扶養親族等は、同一生計配偶者（16ページの補足説明参照）又は扶養親族（16歳未満の年少扶養親族も含みます。）のことです。

【参考】均等割、所得割のそれぞれが非課税となる上限額

（単位：円）

扶養親族等の人数	0人（本人のみ）	1人	2人	3人	4人
均等割（合計所得金額）	380,000	828,000	1,108,000	1,388,000	1,668,000
所得割（総所得金額等）	450,000	1,120,000	1,470,000	1,820,000	2,170,000

2 市県民税の納税方法

市県民税の納税方法には、次の3つがあります。

普通徴収

事業所得者などの市県民税は、通常、納付書や口座振替により納付することになります。これを普通徴収といい、6月、8月、10月、翌年1月の納期限が決められています。

給与からの特別徴収

給与所得者の市県民税は、毎月の給与から税金を差し引きし、事業所等の給与支払者が市に納入することになっています。これを給与からの特別徴収といい、6月から翌年5月までの1年間で徴収することになります。なお、退職等によって給与の支払を受けなくなつたときに税額の残りがある場合には、次の(1)又は(2)のいずれかを希望する場合には事業所に申出を行い、それ以外の場合は普通徴収で納付することになります。

- (1) 再就職先等で引き続き特別徴収するとき
- (2) 給与や退職手当等から残りの税額をまとめて差し引きするとき（ただし、翌年1月以降に退職する場合は事業所への申出は不要です。）

公的年金からの特別徴収

その年の4月1日時点で65歳以上の公的年金受給者の年金所得に係る市県民税は、公的年金からの差し引きとなり、公的年金の支払者が市に納入することになっています。これを公的年金からの特別徴収といい、年6回の公的年金の支払の際に徴収することになります。



例えば、給与と公的年金を有する人の場合には、給与からの特別徴収と公的年金からの特別徴収の両方の徴収方法により納付することとなります。それぞれの所得に応じた税額となっているため、二重に課税されることはありません。

3 市県民税の計算方法

市県民税は均等割と所得割によって課税されることは1ページのとおりですが、計算する際には市民税と県民税に分けて計算します。市県民税とは、市民税と県民税を合わせたもので、納税の際には、市民税と県民税を合算して、市に納めることとなっています。また、市県民税を個人住民税と言うこともあります。

均等割の額

・市民税 3,000円

※次の条件を満たす人は1,500円軽減されます。

- ① 均等割がかかる人で扶養されている人
- ② ①の被扶養者を2人以上扶養している人

・県民税 1,500円

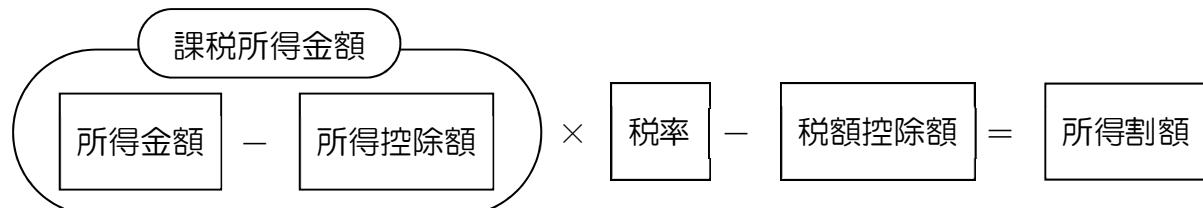
※ひろしまの森づくり県民税が500円加算されています。



東日本大震災からの復興を目的とした臨時的措置の適用期限を迎え、均等割の加算がなくなりました。一方で、令和6年度から森林整備等に必要な財源を確保するために、国税として森林環境税が創設されました。1人年額1,000円を市県民税の均等割と併せて徴収します。

所得割の額

一般的に次のような方法で計算します。



税率 : 市民税 6%
県民税 4%



分離課税所得のある人は、計算方法が異なります。
詳しくは市民税課までお問合せください。

4 総合課税所得

通常の税率（市民税6%、県民税4%）で課税される所得を総合課税所得といいます。総合課税所得には次の種類があります。

総合課税の所得の計算方法については4~8ページを参照し、各種所得について申告書の「1 収入金額等」（※記入例2）のア～シへ収入金額を、「2 所得金額」（※記入例3）の①～⑪へ所得金額を、それぞれ記入してください。また、申告書の裏面にも記入が必要となる場合がありますので、注意してください。（※記入例は21、22ページにあります。）

営業等所得（申告書の記入欄 ア、①）

自営業などのいわゆる営業や、医師や外交員などの自由職業又は漁業などから生じる所得をいいます。



営業等所得の申告をするときには、
収支内訳書を申告書に添付します。

所得の計算方法：ア 収入金額 - 必要経費 = ①営業等所得

農業所得（申告書の記入欄 イ、②）

農作物の生産等から生じる所得をいいます。
ただし、事業として行っていない農業（例えば自家用の野菜や米のみの場合など）の収入については、
申告の必要はありません。



農業所得の申告をするときには、
収支内訳書を申告書に添付します。

所得の計算方法：イ 収入金額 - 必要経費 = ②農業所得

不動産所得（申告書の記入欄 ウ、③）

地代や家賃などの不動産、船舶や航空機などの貸付けから生じる所得をいいます。

対象の不動産に係る固定資産税等が必要経費となります。



不動産所得の申告をするときには、
収支内訳書を申告書に添付します。

所得の計算方法：ウ 収入金額 - 必要経費 = ③不動産所得

利子所得（申告書の記入欄 工、④）

公社債や預貯金の利子などの所得をいいます。

所得の計算方法：工 収入金額 = ④利子所得

一般的に、利子所得は源泉分離課税となっているため、申告は不要です。

配当所得（申告書の記入欄 才、⑤）

株主や出資者が法人から受けるいわゆる配当金などの所得をいいます。なお、上場株式の配当所得について、一部の場合を除き申告不要とすることができます。

所得の計算方法：才 収入金額 - 負債の利子 = ⑤配当所得



【参考】配当所得の課税方法について

源泉徴収を選択した特定口座分の上場株式等の配当所得については、所得税及び市県民税があらかじめ源泉徴収されるため、申告をしないで源泉徴収だけで済ませる申告不要制度を選択できます。ただし、所得税と市県民税で異なる課税方式を選択することはできません。

また、各所得控除・税額控除の適用や譲渡損失の損益通算及び繰越控除等を行うために、総合課税又は申告分離課税を選択することができます。

	株式の種類	
	上場株式等	非上場株式等 左記以外の株式
配当の税率	5%	—
申告不要制度	あり	なし（申告必要）
申告課税区分の選択	総合課税又は分離課税 のいずれかを選択可	総合課税のみ
配当控除	・総合課税を選択：あり ・分離課税を選択：なし	あり

給与所得（申告書の記入欄 力、⑥）

給料や賞与、賃金などの所得をいいます。複数の事業所からの支払いがある場合は、全ての収入を合算した額で所得を計算します。

所得の計算方法：収入金額によって、次の表から算出します。

(下表にあてはめた「給与等の収入金額」を申告書の**力**へ、表から算出した「給与所得の金額」を申告書の**⑥**へ、それぞれ転記してください。ただし、所得金額調整控除がある場合には、「給与所得の金額」から所得金額調整控除の金額を差し引いた額を、**⑥**に転記してください。)

給与等の収入金額	給与所得の金額
0円～ 650,999円	0円
651,000円～1,899,999円	収入金額 - 650,000円
1,900,000円～3,599,999円	※計算基準額 × 2.8 - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円	※計算基準額 × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円～	収入金額 - 1,950,000円

※計算基準額 = 収入金額 ÷ 4 (千円未満の端数切捨て)



シルバー人材センターからの配分金は、7ページの「業務に係る雑所得（ク、⑧）」になりますのでご注意ください。

所得金額調整控除について

(1) と (2) の両方の場合に該当する人は、(1) の金額を給与所得から控除した後に、(2) の金額を控除します。

(1) 給与等の収入金額が850万円を超える場合

ア 本人が特別障害者に該当する

イ 年齢23歳未満の扶養親族を有する

ウ 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

<計算方法> 所得金額調整控除額

= (給与等の収入金額 (1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%



扶養控除と異なり、同一生計内の複数の所得者に適用することができます。

(2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

<計算方法> 所得金額調整控除額

= (給与所得控除後の給与等の金額 (10万円を超える場合は10万円) +

公的年金等に係る雑所得の金額 (10万円を超える場合は10万円)) - 10万円

公的年金等に係る雑所得（申告書の記入欄 キ、⑦）

公的年金等に係る雑所得は、12月31日現在の年齢と収入金額によって次の表から算出します。なお、年齢法により、1月1日生まれの人は12月31日に加齢することに注意してください。

 公的年金等とは、国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金、恩給などをいいます。
(遺族年金、障害年金は含まれません)

所得の計算方法：収入金額によって、次の表から算出します。

（下表にあてはめた「公的年金等の収入金額」をキへ、表から算出した「公的年金等に係る雑所得の金額」を申告書の⑦へ、それぞれ転記してください。）

65歳未満（昭和36年1月2日以後に生まれ）の人の計算

公的年金等の 収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額		
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円以下	収入金額-600,000円	収入金額-500,000円	収入金額-400,000円
130万円超 410万円以下	収入金額×0.75 - 275,000円	収入金額×0.75 - 175,000円	収入金額×0.75 - 75,000円
410万円超 770万円以下	収入金額×0.85 - 685,000円	収入金額×0.85 - 585,000円	収入金額×0.85 - 485,000円
770万円超 1,000万円以下	収入金額×0.95 - 1,455,000円	収入金額×0.95 - 1,355,000円	収入金額×0.95 - 1,255,000円
1,000万円超	収入金額-1,955,000円	収入金額-1,855,000円	収入金額-1,755,000円

65歳以上（昭和36年1月1日以前に生まれ）の人の計算

公的年金等の 収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額		
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
330万円以下	収入金額-1,100,000円	収入金額-1,000,000円	収入金額-900,000円
330万円超 410万円以下	収入金額×0.75 - 275,000円	収入金額×0.75 - 175,000円	収入金額×0.75 - 75,000円
410万円超 770万円以下	収入金額×0.85 - 685,000円	収入金額×0.85 - 585,000円	収入金額×0.85 - 485,000円
770万円超 1,000万円以下	収入金額×0.95 - 1,455,000円	収入金額×0.95 - 1,355,000円	収入金額×0.95 - 1,255,000円
1,000万円超	収入金額-1,955,000円	収入金額-1,855,000円	収入金額-1,755,000円

業務に係る雑所得（申告書の記入欄 ク、⑧）

業務に係る雑所得とは、副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものをいいます。その収入を得るために支出した費用が必要経費となります。

所得の計算方法：ク 収入金額 - 必要経費 = ⑧業務に係る雑所得

その他の雑所得（申告書の記入欄 ケ、⑨）

他の所得に当てはまらない所得を、その他の雑所得といいます。

個人年金の掛金や、その収入を得るために支出した費用が必要経費となります。

所得の計算方法：ケ 収入金額 - 必要経費 = ⑨ その他の雑所得

総合課税の譲渡所得（申告書の記入欄 コ・サ、⑪、裏面10）

船舶やゴルフ会員権、機械器具などの資産の譲渡から生じる所得を総合課税の譲渡所得といいます。

保有期間が5年以内の資産の譲渡は短期譲渡所得、保有期間が5年を超える資産の譲渡は長期譲渡所得といいます。

 土地や建物、株式等の譲渡は分離課税の譲渡所得といい、総合課税の譲渡所得と分けて計算します。譲渡所得の計算をするときには、短期譲渡所得と長期譲渡所得を合わせて最大で50万円の特別控除額を引いて計算します。

所得の計算方法：次のとおり、短期譲渡所得と長期譲渡所得に分けて計算します。

(短期) コ 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 = 短期譲渡所得(裏面10イ)

(長期) サ 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 = 長期譲渡所得(裏面10ロ)

※短期及び長期のいずれの場合でも、収入金額を必要経費が上回り、赤字になる場合は、特別控除の適用はありません。

一時所得（申告書の記入欄 シ、⑪、裏面10）

生命保険の一時金や満期返戻金など、継続性のない一時的な所得をいいます。

 一時所得も、譲渡所得と同様に、最大で50万円の特別控除額を引いて計算します。

所得の計算方法：シ 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 = 一時所得(裏面10ハ)

※一時所得がマイナス(赤字)のときには0円となります。

総合譲渡・一時所得の計算

市県民税及び所得税の計算では、総合課税の譲渡所得と一時所得を合わせた総合譲渡・一時所得の金額を使います。総合譲渡・一時所得の金額は次の計算式で求めます。

 営業等所得、農業所得、不動産所得の合計がマイナスになるときには、計算式が異なりますので、市民税課にお問い合わせください。

$$\text{短期譲渡所得} + \{ (\text{長期譲渡所得} + \text{一時所得}) \times 1/2 \}$$

$$= ⑪ \text{ 総合譲渡・一時所得(裏面10ニ)}$$

※計算の結果、長期譲渡所得と一時所得の合計額がマイナスの金額になるときには1/2はしません。

注意

総合課税の譲渡所得又は一時所得については、他の所得と記入方法が異なるため、申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」により内訳を作成し、収入については申告書表面のコ、サ、シへ、所得については申告書の⑪へ、それぞれ転記します。

5 分離課税所得

総合課税所得に係る税率（市民税6%、県民税4%）ではなく、異なる税率を用いて税額を算出する所得を分離課税所得といいます。

分離課税所得には次の種類があり、一時的に大きな収入となることや、年ごとに増減が大きくなりやすいことが特徴です。

分離課税所得の申告については、計算方法が複雑になるため、該当のある人は市民税課へお問い合わせください。

土地・建物等の譲渡所得

土地や建物等の譲渡によって生じる所得をいいます。譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下のものに係る譲渡所得を短期譲渡所得といい、5年を超えるものに係る譲渡所得を長期譲渡所得といいます。なお、土地や建物等の譲渡所得については、国や地方公共団体等への譲渡（いわゆる収用）をはじめ、税額の計算に有利となる特例が適用できる場合があります。

株式等に係る譲渡所得

株式等の譲渡（取引）により生じる所得をいいます。なお、源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡所得については、あらかじめ市民税及び県民税が徴収されるため、申告不要とすることができます。

上場株式等の配当所得

上場株式等の配当所得（大口株主を除きます。）を申告するときには、総合課税又は分離課税のいずれかを選択することができます。分離課税所得として申告するときには、上場株式等に係る譲渡所得と損益通算をすることができますが、配当控除は受けられません。



令和6年度分の申告から、上場株式等の配当所得及び譲渡所得の課税方式について、所得税と市県民税で異なる課税方式を選択することができなくなりました。所得税で分離課税方式を申告した場合は、市県民税でも同じ課税方式で申告したこととなります。所得税で申告不要を選択した場合は、市県民税でも申告不要を選択したこととなります。

先物取引に係る雑所得

先物取引の決済により生じる所得をいいます。

山林所得

山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡したりすることによって生じる所得をいいます。なお、保有期間が5年以内の譲渡については、事業所得又は雑所得になります。

退職所得

退職に際して勤務先から受ける退職手当や社会保険制度に基づいて支給される一時金などの所得をいいます。通常は退職金からあらかじめ税額が徴収されるため、改めて申告する必要はありません。

6 所得控除

市県民税や所得税では、扶養親族の人数や災害による出費の有無など、一人ひとりの社会的な負担に応じ、所得から差し引いて税金を計算します。

これを所得控除といい、次のような種類があります。

なお、市県民税と所得税では所得控除の額が一部異なりますので注意してください。

所得控除の計算方法等については 10~16 ページを参照し、各種控除について申告書の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」(※記入例4) の⑬から⑯へ支払金額の内訳や控除対象者の氏名を記入し、「4 所得から差し引かれる金額」(※記入例5) の⑬から⑯へ控除額を記入してください。(※記入例は21ページにあります。)

社会保険料控除（申告書の記入欄⑬）

健康保険、国民健康保険税（料）、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金などの保険料を納付したときに受けられる控除を社会保険料控除といいます。

控除額⑬： 納付した金額

 生計を一にする親族の保険料を、納付書により納付した場合は、納付した人（口座振替の場合は口座名義人）の控除とすることができます。

 配偶者の年金から差し引き（特別徴収）された社会保険料は、配偶者自身の社会保険料控除となります。申告する人の配偶者の年金から差し引きされた社会保険料を、申告する人の社会保険料控除にすることはできません。

小規模企業共済等掛金控除（申告書の記入欄⑭）

小規模企業共済や心身障害者扶養共済などの掛金を支払ったときに受けられる控除を小規模企業共済等掛金控除といいます。

控除額⑭： 支払った金額

 年末調整でこの控除を受けた人は、源泉徴収票の社会保険料等の金額の欄に、内数として記載されています。申告される場合は、それぞれの支払金額を区分して記入してください。

生命保険料控除（申告書の記入欄⑮）

生命保険や個人年金の保険料を支払ったときに受けられる控除を生命保険料控除といいます。

平成23年12月31日までに契約した保険料（旧契約）と平成24年1月1日以降に契約した保険料（新契約）で計算方法が異なりますのでご注意ください。

なお、旧契約と新契約のいずれに該当するかは、生命保険会社が発行する保険料控除証明書の記載により、確認してください。

 生計を一にする親族の保険料の場合は、支払った人の控除とすることができます。

控除額⑯：次のⒶとⒷとⒸの合計額（最高額7万円）

- Ⓐ一般の生命保険料の金額に係る控除額（※）
- Ⓑ個人年金保険料の金額に係る控除額（※）
- Ⓒ介護医療保険料の金額に係る控除額

 ⒶⒷⒸのそれぞれの計算に1円未満の端数が生じた場合は、それを切り上げた額を合計してください。

※それぞれ対象となる保険種類ごとに、**新契約**の保険と**旧契約**の保険の**両方がある場合は、両方を合わせた控除額**（上限額：28,000円）と、**旧契約のみの控除額**（上限額：35,000円）のいずれか多い方を適用することができます。

（旧契約）平成23年12月31日以前に契約した保険分の計算

対象となる保険：Ⓐ一般の生命保険、Ⓑ個人年金保険

支払った保険料の金額	控除額
0円～15,000円	支払った保険料の金額
15,001円～40,000円	支払った保険料の金額 × 0.5 + 7,500円
40,001円～70,000円	支払った保険料の金額 × 0.25 + 17,500円
70,001円以上	35,000円

（新契約）平成24年1月1日以降に契約した保険分の計算

対象となる保険：Ⓐ一般の生命保険、Ⓑ個人年金保険、Ⓒ介護医療保険

支払った保険料の金額	控除額
0円～12,000円	支払った保険料の金額
12,001円～32,000円	支払った保険料の金額 × 0.5 + 6,000円
32,001円～56,000円	支払った保険料の金額 × 0.25 + 14,000円
56,001円以上	28,000円

地震保険料控除（申告書の記入欄⑯）

損害保険のうち、地震保険料や旧長期損害保険料を支払ったときに受けられる控除を地震保険料控除といいます。



生計を一にする親族の保険料の場合は、支払った人の控除とすることができます。

控除額⑯：次のⒶとⒷの合計額（最高額2万5千円）

- Ⓐ地震保険料の金額に係る控除額
- Ⓑ旧長期損害保険料の金額に係る控除額

 損害保険契約の特約等により地震保険部分が含まれる場合などは、一契約につき、地震保険料が旧長期損害保険料のいづれか一方の金額のみが適用されますのでご注意ください。（各保険会社から送付される保険料控除証明書をご確認ください。）

 ⒶⒷの計算の際に、1円未満の端数が生じた場合は、切り上げた額が控除額となります。

Ⓐ地震保険料の金額に係る控除額の計算

支払った保険料の金額	控除額
50,000円以下	支払った保険料の金額 × 0.5
50,001円以上	25,000円

(B) 旧長期損害保険料の金額に係る控除額の計算

支払った保険料の金額	控除額
0円～5,000円	支払った保険料の金額
5,001円～15,000円	支払った保険料の金額×0.5+2,500円
15,001円以上	10,000円

寡婦控除（申告書の記入欄⑯）・ひとり親控除（申告書の記入欄⑰）

ひとり親であるときに受けられる控除をひとり親控除といい、ひとり親に該当しない寡婦が受けられる控除を寡婦控除といいます。

<寡婦> 控除額⑯：26万円

「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに該当する人

- (1) 夫と離別した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額（注1）が500万円以下の人
- (2) 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人で、合計所得金額（注1）が500万円以下の人

※「夫」とは、民法上の婚姻関係にある人をいいます。

<ひとり親> 控除額⑰：30万円

婚姻をしていないこと又は配偶者の生死が明らかでない人のうち、次の要件の全てに該当する人

- (1) その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと
- (2) 総所得金額等（注2）が58万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になつていない生計を一にする子がいること
- (3) 合計所得金額（注1）が500万円以下であること

（注1、注2）：16ページの補足説明参照



ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある人（事実婚）は対象になりません。

勤労学生控除（申告書の記入欄⑯）

学校の生徒や認定職業訓練を受けている人などが、自己の勤労に基づいた所得（事業所得、給与所得、退職所得、雑所得）がある場合に受けられる控除を勤労学生控除といいます。

控除額⑯：26万円



合計所得金額（16ページ補足説明）が85万円を超える人や、勤労によらない所得（配当所得、譲渡所得等）が10万円を超える人は該当しません。

障害者控除（申告書の記入欄⑰）

本人又は同一生計配偶者や扶養親族が障害者のときに受けられる控除を障害者控除といいます。障害の等級等により控除額が異なります。

控除額⑰：普通障害者ひとりにつき 26万円

特別障害者ひとりにつき 30万円

同居の特別障害者ひとりにつき 53万円



特別障害者とは、身体障害者手帳の障害の程度が1級又は2級と記載されている人、療育手帳の障害の程度がA又はⒶと記載されている人、精神障害者保健福祉手帳に1級と記載されている人など、障害者のうち特に重度の障害のある人をいいます。

配偶者控除（申告書の記入欄②）

配偶者を扶養しているときに受けられる控除を配偶者控除といい、配偶者の合計所得金額(16ページ補足説明)が、58万円以下であることが要件です。

また、納税義務者の合計所得金額(16ページ補足説明)が、900万円を超えると控除額が段階的に減額され、1,000万円を超えると控除が適用されません。

同じ年度内で2人以上の納税者が、同じ扶養親族等を重複して、配偶者控除（又は扶養控除）を受けることはできません。

控除額②：表のとおり（納税義務者の合計所得と配偶者の年齢により異なります。）

配偶者の年齢	納税義務者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
70歳未満のとき	33万円	22万円	11万円
70歳以上のとき	38万円	26万円	13万円

配偶者特別控除（申告書の記入欄③）

配偶者の合計所得金額(16ページ補足説明)が58万円を超えていて、配偶者控除は受けられませんが、133万円以下であれば配偶者特別控除を受けることができます。

 配偶者の合計所得金額(16ページ補足説明)が58万円を超えていて、配偶者が事業専従者となっているときには該当しません。

控除額③：表のとおり（配偶者と納税義務者の合計所得金額により異なります。）

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
580,001円～1,000,000円	33万円	22万円	11万円
1,000,001円～1,050,000円	31万円	21万円	11万円
1,050,001円～1,100,000円	26万円	18万円	9万円
1,100,001円～1,150,000円	21万円	14万円	7万円
1,150,001円～1,200,000円	16万円	11万円	6万円
1,200,001円～1,250,000円	11万円	8万円	4万円
1,250,001円～1,300,000円	6万円	4万円	2万円
1,300,001円～1,330,000円	3万円	2万円	1万円

扶養控除（申告書の記入欄②）

配偶者以外の生計を一にしている親族（扶養親族）のうち16歳以上の人を扶養しているときに受けられる控除を扶養控除といい、12月31日現在の年齢により控除額が異なります。（年齢法により1月1日生まれの人は12月31日に加齢することに注意してください。）

16歳未満の年少扶養親族に控除額はありませんが、市県民税では扶養人数が非課税の判定などの基準となりますので、必ず申告してください。（1ページの表参照）

控除額②：年齢により控除額が異なります。

 合計所得金額（16ページ補足説明）が58万円を越えているときや、事業専従者となっている親族は該当しません。

 ある一人の扶養親族等（年少扶養親族を含む）について、同じ年度内です2人以上の納税者が重複して扶養控除（又は配偶者控除）を受けることはできません。

（年少扶養） 年齢が0歳から16歳未満の扶養親族	… 0円
（特定扶養） 年齢が19歳から22歳の扶養親族	… 45万円
（老人扶養） 年齢が70歳以上の親族	… 38万円
（同居老親） 老人扶養のうち、同居している直系尊属（※）	… 45万円
（一般扶養） 16歳以上で上記のいずれにも該当しない扶養親族	… 33万円

※直系尊属とは、父母、祖父母、曾祖父母などをいいます。

特定親族特別控除（申告書の記入欄④）

生計を一にする年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超123万円以下の親族（特定親族）がいる場合、その特定親族の合計所得金額に応じて控除を受けることができます。

 合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりませんが、扶養控除の対象となります。

控除額④：表のとおり（特定親族の合計所得金額により異なります。）

特定親族の合計所得金額（収入が給与だけの場合の収入金額）	控除額
580,001円～950,000円 (1,230,001円～1,600,000円)	45万円
950,001円～1,000,000円 (1,600,001円～1,650,000円)	41万円
1,000,001円～1,050,000円 (1,650,001円～1,700,000円)	31万円
1,050,001円～1,100,000円 (1,700,001円～1,750,000円)	21万円
1,100,001円～1,150,000円 (1,750,001円～1,800,000円)	11万円
1,150,001円～1,200,000円 (1,800,001円～1,850,000円)	6万円
1,200,001円～1,230,000円 (1,850,001円～1,880,000円)	3万円

基礎控除（申告書の記入欄②）

基礎控除とは、納税者本人の合計所得金額(16ページ補足説明)に応じて受けられる控除です。

控除額②：表のとおり

合計所得金額	基礎控除の額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

雑損控除（申告書の記入欄⑦）

災害や盗難などによって、生活用資産に損害を受けたときに、受けられる控除を雑損控除といいます。

控除額⑦：次の表の控除額の計算額

 別荘や1個又は1組で30万円を超える書画や貴金属等の資産については雑損控除の対象となりません。

対象となる資産の範囲	生活に通常必要な資産 (棚卸資産や事業用の固定資産(注1)、山林、生活に通常必要でない資産は対象となりません。)
控除額の計算	雑損控除の金額は次の①又は②のうち、いずれか多い方の金額です。 ①(損失の金額－保険等により補てんされた額)－総所得金額等(注2)の10% ②(災害関連支出の金額(注3)－保険等により補てんされた額)－5万円
控除の繰り越	その年の所得金額から控除しきれない雑損控除の金額がある場合には、翌年以後3年間に繰り越して、各年分の所得金額から控除できます。

注1：災害により生じた損失が事業用の固定資産などである場合には、事業所得の計算上必要経費になります。

注2：16ページの補足説明参照

注3：災害関連支出とは、住宅家財の取り壊しや除去、土砂の撤去等が必要となった場合の費用、災害等による被害拡大防止や原状回復に係る費用をいいます。

※控除額の計算において、災害により被害を受けた住宅や家財の損失の金額は、その損失の生じた時の直前におけるその資産の価格から損害割合を乗じて算出します。

損失の金額の計算方法については、市民税課へお問い合わせ下さい。

医療費控除（申告書の記入欄②⑧）

疾病等により、医療費を支払ったときに受けられる控除を医療費控除といいます。生計を一にする親族の医療費を支払った場合も控除の対象になります。

控除額②⑧：次のⒶからⒷを差し引いた額（最高200万円）

Ⓐ 支払った医療費 - 保険等により補てんされた額

Ⓑ 10万円と総所得金額等（下記補足説明参照）の5%のいずれか少ない額

また、医療費控除を申告しない人で、特定健康診査等の一定の取り組みを行っている人については、特定一般用医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費が控除の対象となります（セルフメディケーション税制）。

控除額②⑧：スイッチOTC医薬品の購入費 - 1万2千円（最高8万8千円）

※1 セルフメディケーション税制の対象となる医薬品については、購入した際のレシートや領収書に同制度の対象となる旨の表示がされます。なお、対象品目については、厚生労働省のホームページをご確認ください。

※2 控除を受ける場合「医療費の明細書」又は「セルフメディケーション税制の明細書」の作成が必要となりますので、しおりの裏表紙を切り離してお使いください。また、明細書の作成に当たっては、26ページを参考にしてください。



【参考】医療費控除の対象となるもの・ならないもの（例）

	対象になる費用	対象にならない費用
入院 通院	<ul style="list-style-type: none">・医師による診療や治療・通院や入院のための交通費（電車やバスなどでの移動が困難な場合のタクシー代）・入院中に病院で支給される食事・おむつ代（「おむつ使用証明書」のあるもの）	<ul style="list-style-type: none">・自己都合で希望した差額ベッド代、個室費用・入院時の寝具、洗顔具の費用・自家用車で通院した時のガソリン代、駐車場代・タクシー代
医薬品	<ul style="list-style-type: none">・病気やけがの治療のために必要な医薬品の購入・医師等の処方や指示による医薬品の購入	<ul style="list-style-type: none">・疲労回復、健康増進のためのサプリメントの購入
その他	<ul style="list-style-type: none">・医療用器具の購入や賃借のための費用（医師が認めたもの）・健康診断費用（異常がみつかり治療を受ける場合）・介護保険制度で提供される一定の施設サービス、居宅サービス（介護サービス事業者が発行する領収書に医療費控除の対象となる医療費の額が記載されている場合）	<ul style="list-style-type: none">・補聴器の購入（ただし、医師が治療のために必要だと判断した場合は医療費控除の対象）・介護用ベッドの購入・介護用福祉用具のレンタル・診断書の作成・予防接種・健康診断費用（異常が見つからない場合）

補足説明

- 総所得金額等とは・・・損失の繰越控除後の総所得金額（申告書⑫の金額）、株式等の譲渡所得の金額、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額、先物取引の雑所得の金額、特別控除額を控除する前の分離課税の譲渡所得の金額、山林所得金額、退職所得金額（現年分離課税分は除く。）の合計額をいいます。
- 合計所得金額とは・・・上記の総所得金額等の説明のうち、「損失の繰越控除後」を「損失の繰越控除前」と読み替えたものをいいます。
- 同一生計配偶者とは・・・納税者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が58万円（給与所得者の場合、年収123万円）以下の人（事業専従者を除く。）
- 寡婦・ひとり親控除、勤労学生控除、障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、特定親族特別控除に該当するかどうかは、前年の12月31日の現況で判断します。ただし、該当となる扶養親族等が前年中に死亡した場合は、その死亡時の現況で判定します。

7 税額控除

主に次のようなものがあり、いずれも所得割から控除されます。詳しくは市民税課までお問い合わせください。

住宅借入金等特別税額控除

所得税の住宅ローン控除を受けている人は、次の（1）と（2）のいずれか小さい額が控除されます。

（1）前年分の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額

（2）前年分の所得税の課税総所得金額等の5%（最高 97,500 円）

（令和4年12月までの間に入居し一定の条件を満たす場合は、所得税の課税総所得金額等の7%
(最高 136,500 円)）

寄附金税額控除

都道府県・市区町村、広島県共同募金会・日本赤十字社広島県支部、広島県又は東広島市が条例で定める法人に対して寄附をしたとき、下の（1）と（2）のいずれか小さい額が所得割から控除されます。また、都道府県・市区町村に対する寄附金は、所得割の2割を限度とした特例控除が追加され、最大で寄附金から2千円を控除した額と同額の控除が受けられます。

（1）（控除の対象となる寄附金の合計額 - 2千円）×10%

（2）（総所得金額等の30% - 2千円）×10%

調整控除

市県民税と所得税において基礎控除や扶養控除などの人的控除額が異なることが原因で生じる負担増を調整するために、次の式で算出した額の5%が控除されます。

ただし、合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除は適用されません。

・合計課税所得金額が200万円以下の場合

… 人的控除額の差額の合計額と合計課税所得金額のいずれか小さい額

・合計課税所得金額が200万円を超える場合（最低2,500円）

… 人的控除額の差額の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)

配当控除

総合課税の配当所得があるとき、種類や金額に応じて一定の率を乗じた金額が控除されます。

その他の税額控除

上記のほか、次のような控除があります。

○ 外国税額控除 … 外国で得た所得について、その国の所得税を納めているときの控除

○ 配当割額の控除 … 一定の上場株式等の配当所得があるときの控除

○ 株式等譲渡所得割額の控除 … 一定の上場株式等の譲渡所得があるときの控除

8 申告が必要な人

市県民税申告と確定申告

前年の1月1日から12月31日までの1年間に所得があった人は、原則として毎年3月15日までに申告しなければなりません。

申告には2種類あり、**市県民税申告**と**確定申告**があります。

事業を営んでいる人や、所得税の納付や還付について精算する必要がある人は、**確定申告書**を税務署に提出します。

その他の場合で、申告が必要なときには**市県民税申告書**を市に提出します。

19ページに申告に関するフローチャートを掲載していますので、ご確認ください。



- ・市 県 民 税 申 告 … 市県民税の申告のこと → **市**に提出する。
- ・確 定 申 告 … 所 得 税の申告のこと → **税務署**に提出する。

※確定申告をする人は、申告した所得や控除の内容が市県民税額にも反映されますので、改めて市県民税申告をする必要はありません。

給与の申告と年金の申告

給与の支払を受けている人は、勤務先で**年末調整**の手続きをすることで、これが申告の代わりとなり、市県民税申告書や確定申告書を提出しなくてもよいとされています。

年金の支払を受けている人は、年金保険者に**扶養親族等申告書**を提出することで、申告の必要がなくなります。



勤務先での年末調整は、**支払を受けた給与のみ**について控除の申告を行い、所得税を精算する手続きです。給与以外の所得（個人年金等）がある人は、確定申告又は市県民税申告が必要です。

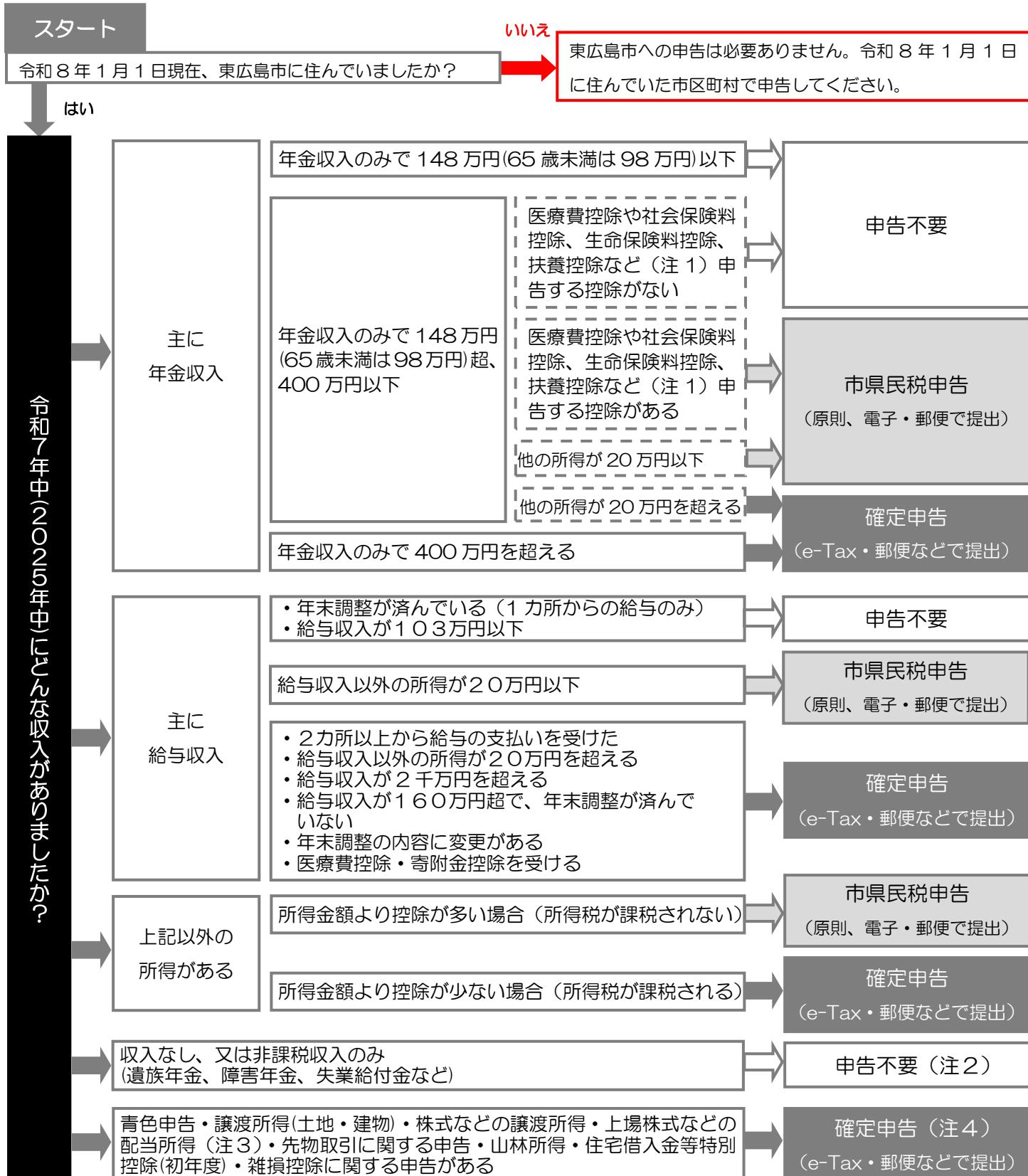
19ページにあるフローチャートをご確認ください。



ここでいう年金とは、公的年金等のことをいいます。遺族年金や障害年金は**非課税所得**で税金がかからないため、原則として申告の必要はありません。

申告フローチャート ~申告が必要か迷ったときは~

- ・納め過ぎた所得税の還付申告を受ける場合は、このフローチャートの結果に関わらず確定申告が必要です。
- ・簡易に判断する場合のフローチャートです。不明な場合はお問い合わせください。
- ・年齢は令和8年1月1日現在です。
- ・市県民税申告は電子又は郵便で、確定申告はe-Tax又は郵便での提出をお願いします。



注1：社会保険料控除（給与・年金からの天引き分以外）、小規模企業共済等掛金控除、地震保険料控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、障害者控除、配偶者（特別）控除、特定親族特別控除、寄附金控除を含みます。

注2：所得証明書を必要とする人や国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険に加入している人は申告が必要です。

注3：所得税と市県民税が源泉徴収されている場合は、申告義務はありません。

注4：税務署でのみ受け付けます。

9 申告書の記入方法

はじめに 記入例1

住所、フリガナ、氏名、生年月日、電話番号、職業、個人番号（マイナンバーのことです。）を記入します。

1 収入金額等 記入例2

収入の区分（4～9ページ参照）によって金額を記入します。

総合譲渡所得及び一時所得については、収入金額から必要経費と特別控除額を引いた金額を記入します。

土地・建物や株式の譲渡等の分離課税所得については、別様式の申告書への記入が必要となりますので、該当がありましたら市民税課にご連絡ください。

2 所得金額 記入例3

収入金額から必要経費等を引いた金額を記入します。（4～9ページ参照）

給与所得、公的年金等に係る雑所得及び総合譲渡・一時所得については、決められた計算式により所得金額を算出します。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項 記入例4

適用を受ける所得控除（10～16ページ参照）があるときに詳細を記入します。

記入漏れがあると正しく控除されない場合がありますのでご注意ください。

4 所得から差し引かれる金額 記入例5

3で記入した内容に基づき計算した控除額を、種類ごとに記入します。

5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納付方法 記入例6

給与から市県民税が徴収されている人のうち、給与所得及び公的年金等に係る所得以外に所得のある人は、その所得に係る市県民税を給与から差し引きするか、自分で納付するか選択して記入します。

その他 22～24ページ

記入が終わりましたら、書き間違いなどがないか、内容をご確認ください。

裏面にも記入する欄がありますので、記入漏れがないようご確認ください。

前年中に課税収入がなかった人は、23ページの記入例を参考に記入してください。

申告書に記入した所得及び控除については、それらを証明する書類等を申告書に添付します。詳しくは24ページの「申告のときに準備するもの」をご覧ください。

書類等が添付されていないものがあると、市県民税の計算が正しくできない場合がありますのでご注意ください。

一般的な申告書の記入例（表面）

令和8年度分（令和7年中の所得） 市県民税申告書

記入例 1

東広島市長様 令和 年 月 日提出

現住所	東広島市西条町栄町8番29号			フリガナ	ヒガシヒロシマ タロウ						
1月1日現在の住所	同上			氏名	東広島 太郎						
生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 20年 4月 20日	電話番号	082-420-0910	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	業種又は職業					

前年中に課税所得がなかった人はチェックを入れてください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

(13) 社会保険料控除	国民健康保険税(料)	後期高齢者医療保険料	介護保険料
	120,000 円		65,500 円
(15) 生命保険料控除	国民年金保険料	その他()	
	円	円	
(16) 地震保険料控除	新生命保険料	旧生命保険料	介護医療保険料
	円	70,000 円	50,900 円
(17)～(19) 寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除	新個人年金保険料	旧個人年金保険料	
	円	円	
(20) 障害者控除	地震保険料	旧長期損害保険料	
	円	円	
(17)～(19) 寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除	(17) <input type="checkbox"/> 寡婦控除 [□ 死別 □ 生死不明] □ 離婚 □ 未帰還	(18) <input type="checkbox"/> ひとり親控除	(19) <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)

記入例 4

記入漏れにご注意ください。

16歳未満の扶養親族は扶養控除の対象外ですが、非課税判定等に必要ですので記入してください。

※特定親族とは生計を一にする年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超123万円以下の親族

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

(27) 零損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
		年 月 日	
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の額
(28) 医療費控除	支払った医療費	保険金などで補てんされる金額	セルフメディケーション
	236,741 円	81,036 円	円

- 分離課税に係る所得のある人は、「市県民税申告書（分離課税用）」をあわせて提出してください。
- セルフメディケーション税制（地方税法附則第4条の4の規定）の適用を選択する場合には、「医療費控除⑧」欄の「区分」の□に「1」と記入ください。

*裏面にも記載する欄がありますのでご注意ください。

フリガナ	ヒガシヒロシマ タロウ
氏名	東広島 太郎
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
業種又は職業	

記入例 2

1 収入金額等	営業等ア	農業イ	1 5 2 8 4 3 9
	不動産ウ	子工	
利配給	当才		
	与力		
金額等	公的年金等キ	2 1 8 7 4 3 5	
	雜業務ク		
短長	その他ケ	3 7 6 1 2 0	
	時期サ		
一時	時シ	2 5 0 0 0 0	

2 所得金額	営業等①	農業②	△ 2 0 4 5 6
	不動産③	子④	
利配給	当⑤	与⑥	
	公的年金等⑦	1 0 8 7 4 3 5	
金額等	業務⑧		
	その他⑨	4 5 5 4 9	
短長	合計⑩	1 1 3 2 9 8 4	
	総合譲渡一時⑪	1 2 5 0 0 0	
一時	合計⑫	1 2 3 7 5 2 8	

記入例 3

3 所得金額	公的年金等⑦	1 0 8 7 4 3 5	
	業務⑧		
利配給	その他⑨	4 5 5 4 9	
	合計⑩	1 1 3 2 9 8 4	
金額等	総合譲渡一時⑪	1 2 5 0 0 0	
	合計⑫	1 2 3 7 5 2 8	

4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除⑬	1 8 5 5 0 0	
	小規模企業共済等掛金控除⑭		
所得	生命保険料控除⑮	6 1 7 2 5	
	地震保険料控除⑯		
から	寡婦、ひとり親控除⑰	3 8 0 0 0 0	
	勤労学生控除⑲	4 5 0 0 0 0	
特定親族特別控除	扶養控除⑳	4 3 0 0 0 0	
	基礎控除㉑		
16歳未満の扶養親族	16歳未満の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。	1 5 0 7 2 2 5	
	記入例 5		
16歳未満の扶養親族	記入例 6		
	記入例 6		

5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和8年4月1日において65歳未満の人は給与所得以外）の市県民税の納税方法
□ 給与から差引き（特別徴収） □ 自自分で納付（普通徴収）

申告書（日本語版・英語版・中国語版・ベトナム語版）こちらでダウンロードできます。
The English declaration form is available from here.
中文版申告表可从此处下载。
Giấy khai báo thuế bản Tiếng Việt có thể tải về từ đây.



一般的な申告書の記入例（裏面）

6 給与所得の内訳

〔日給などの給与所得のある人で、源泉徴収
票のない人は記入してください。〕

月	日給	勤務日数	月収
1			円
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞与等			
合計			
所在地			
勤務先名			
電話番号			

(裏)

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の名称	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
農業	東広島株式会社	1,528,439 円	1,548,895 円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の名称	支払確定年月	収入金額	必要経費
			円	円

公的年金等以外の雑所得がある
場合には必ず記入してください。

国外株式等に係る外国所得税額

9 雜所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	支払者の名称	収入金額	必要経費
個人年金	東広島生命保険	376,120 円	330,571 円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短期				
	長期				
一時	2,000,000	1,250,000	750,000	500,000	ハ 250,000

右上のイの金額を表面のイの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。

右のニの金額を表面の⑪の所得金額欄に記入してください。

合計 イ+[(ロ+ハ)×1/2] 二 125,000

11 事業専従者に関する事項

フリガナ	個人番号	生年月日	明・大・昭・平・令	専従者給与(控除)額
氏名		年月日		
個人番号		従事月数		
フリガナ	統柄		明・大・昭・平・令	
氏名		年月日	年月日	
個人番号		従事月数		
所得税における青色申告の承認の有無	あり・なし		合計額	

生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金など
がある場合には必ず記入してください。

12 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ	個人番号
氏名	住所
フリガナ	個人番号
氏名	住所
フリガナ	個人番号
氏名	住所

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額
損益通算の特例適用前の不動産所得	
資産の種類	
事業用資産の譲渡損失など	
損失額、被災損失額(白)	
前年中の開(廢)業	開始・廃止
月	日
□ 他都道府県の事務所等	

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額	控除額
株式等譲渡所得割額	

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (条例控除対象)	円
住戸地の共同募金会、日赤支部、 都道府県、市区町村分(条例控除対象以外)	
都道府県	
市区町村	

「都道府県、市区町村分(条例控除対象)」、「住戸地の共同募金会、日赤支部、都道府県、市区町村分(条例控除対象以外)」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。「条例指定分」の「都道府県」、「市区町村」の各欄には、住戸地の都道府県、市区町村の条例で指定された寄附金を支出した場合に、それぞれ記入してください。

16 所得金額調整控除に関する事項（本人または扶養親族）

フリガナ	統柄	生年月日	明・大・昭・平・令
氏名		年月日	年月日
特別障害者に 該当する場合	級 度	別居の場合 の住所	
個人番号			

お問い合わせ、提出先は 東広島市 財務部 市民税課

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

・TEL(082)420-0910(直通) ・FAX(082)422-6810

課税収入がなかった人の記入例

令和8年度分（令和7年中の所得） 市県民税申告書

東広島市長様 令和 年 月 日提出

現住所	東広島市西条町栄町8番29号			フリガナ	ヒガシヒロシマ タロウ												
1月1日現在の住所	同上			氏名	東広島 太郎												
生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 20年 4月 20日	電話番号	082-420-0910		個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
					業種又は職業												

前年中に課税所得がなかった人はチェックを入れてください。

所得がない場合は、チェックを入れてください。
収入や控除等の記入は不要です。

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

②⑦ 難損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
		年　月　日	
	損害額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
②⑧ 医療費控除	支払った医療費	保険金などで補てんされる金額	セルフメディケーション
	円	円	

- ・分離課税に係る所得のある人は、「市県民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出してください。

- ・セルフメディケーション税制（地方税法附則第4条の4の規定）の適用を選択する場合には、「医療費控除㉙」欄の「区分」の□に「1」と記入ください。

※裏面にも記載する欄がありますのでご注意ください。

申告書（日本語版・英語版・中国語版・ベトナム語版）は
こちらでダウンロードできます。

こちらでダウンロードできます。
The English declaration form is available from here.
中文版申告表可从此处下载

Giấy khai báo thuế bản Tiếng Việt có thể tải về từ đây.



10 申告のときに準備するもの

市県民税申告、確定申告のどちらでも準備するものは同じです。源泉徴収票や支払を証明する書類は、原則として原本を提出しますので、必要であれば写しをとっておいてください。

また、営業、農業、不動産の収入がある人は、収支内訳書を提出するだけでよく、収支に関連する領収証を提出する必要はありません。ただし、内容についてお尋ねすることがありますので、収支に関連する領収証は、必ず保管しておいてください。

【準備（添付）するもの】（添付書類の一例・・・25ページを参照してください。）

△	準備	必要なもの	対象者
必須	<input type="checkbox"/> 記入済みの申告書	全ての人	
	<input type="checkbox"/> 本人確認書類のコピー【※1】	全ての人（窓口で提出する人は原本の提示のみでも可）	
	<input type="checkbox"/> 個人番号確認書類のコピー【※1】	全ての人（窓口で提出する人は原本の提示のみでも可）	
収入・所得	<input type="checkbox"/> 源泉徴収票（原本）	給与・報酬・年金・恩給などの支払を受けた人	
	<input type="checkbox"/> 収支内訳書	営業・農業・不動産の所得がある人	
	<input type="checkbox"/> その他支払を受けた金額がわかる証明書	保険の満期（解約）一時金を受け取った人、個人年金を受け取った人など	
控除	<input type="checkbox"/> 医療費の明細書【※2】	医療費控除を受ける人	
	<input type="checkbox"/> 社会保険料の支払証明書【※3】	国民健康保険税（料）、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等を納付した人	
	<input type="checkbox"/> その他の保険料の控除（支払）証明書	生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料を支払った人	
	<input type="checkbox"/> 障害者手帳等のコピー	障害者控除を受ける人	
	<input type="checkbox"/> 学生証のコピー	勤労学生控除を受ける人	
	<input type="checkbox"/> 寄附金の領収書【※4】	寄附金控除を受ける人	
	<input type="checkbox"/> 雑損控除の適用を受けるために必要な書類【※5】	災害などにより被害を受けた人	

【※1】「本人確認書類」：マイナンバーカード、運転免許証などのうち、いずれか1枚が必要です。

「個人番号確認書類」：マイナンバーカード、住民票と記載内容が一致するマイナンバー通知カード、マイナンバーが記載されている住民票などのうち、いずれか1枚が必要です。

【※2】様式は裏表紙を切り離してお使いください。また、市民税課のホームページからも印刷することができます。

【※3】市からお送りしている「保険料（税）納付済額の通知」「国民年金の納付済証明書」などを添付してください。

【※4】ふるさと納税をした人でワンストップ特例制度の適用を申請された人も、申告をする場合は領収書の添付が必要です。

【※5】事前に必ず市民税課にお問い合わせください。なお、申告の際には、被害を受けた住宅等の所有者・取得時期・取得価額・床面積のわかるもの、修繕費や取り壊し費用、除去費用などのわかるもの、被害を受けた資産の損害について、保険金・損害賠償金などを受け取った場合は、その金額のわかるもの、り災証明書等の被害を受けたことがわかるものを提出してください。

上記以外の収入、控除の申告を行う人で必要書類が不明な場合は、市民税課（確定申告の場合は税務署）にお問い合わせください。

電子・郵便による市県民税申告書提出のお願い

市県民税申告書は原則として電子申告または郵便による提出をお願いしています。郵便で提出する場合には、必要事項を申告書に記入後、上記書類を添付して、市民税課宛に送付してください。

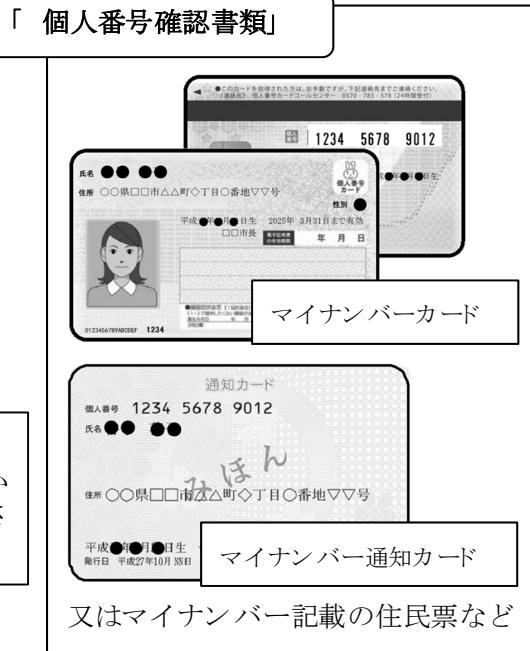
やむを得ず、申告会場又は窓口にて申告を行う場合には、医療費控除の明細書及び収支内訳書の事前作成にご協力ください。



… 添付書類の一例 …

令和 年分 公的年金等の源泉徴収票												
支払を受ける者	住所又は居所											
	(フリガナ)				生年	明治	大正	昭和	平成	合 和 用		
	氏名				月日	年	年	年	年	年		
区分	支 払 金 額		源 泉 徴 収 税 額									
	千円		千円									
所得稅法第203条の3第1号・第4号適用分												
所得稅法第203条の3第2号・第5号適用分												
所得稅法第203条の3第3号・第6号適用分												
所得稅法第203条の3第7号適用分												
被 保 障 者	人		被除対象扶養親族の数		10歳未満の扶養親族の数		障害者の数		被扶養者であらわす親族の数		社会保険料の額	
	子供の扶 養親 族	心の親 基層	一般	老人	特定	老人	その他	人	人	人	人	千円
源泉控除対象配偶者										控除対象扶養親族		
区分		区分		区分		区分		区分		区分		
氏名		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名		
(備考)												
支 払 者	法 人 番 号											
	所 在 地											
	名 称											

「源泉徴収票」
給与や年金の支払先から、毎年1月に交付されます。



一般用、農業所得用、不動産所得用
があります。

「収支内訳書」「医療費の明細書」の様式については、税務署及び市役所（市民税課・各支所、出張所）に置いてあります。

保 険 料 (税) 納 付 済 額 の 通 知		
※この通知書は、支払いをお願いするもの(請求書)ではありません。		
納付(納税) 義務者名	様	
介護保険料 (65歳以上)	(普通徴収)	円
	(特別徴収)	円
国民健康保険税	(普通徴収)	円
	(特別徴収)	円
後期高齢者医療 保険料	(普通徴収)	円
	(特別徴収)	円
合計(申告額)		円

保険料(税)納付済額の通知
毎年1月下旬ごろ市役所から送付されます。

「医療費の明細書」
支払った医療費を集計し提出します。

11 医療費控除の明細書の作成

1 医療費控除の明細書

医療費控除を受けようとする場合、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

明細書には医療費の額、診療等を受けた人の氏名、診療等を行った病院等の名称を明記してください。

なお、明細書の作成をするときに、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」の金額を用いる場合は、「医療費のお知らせ」の添付が必要です。

また、領収書及びセルフメディケーション税制を受ける場合の「健康の保持増進等への取組を行ったことを明らかにする書類」については、添付は不要ですが、後日提示を求めることができますので、申告期限から5年間保管してください。

2 記入方法

(1) 医療費通知（健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）がある場合

※通知の添付が必要です。

受診年月日が令和7年1月から令和7年12月のものが対象

受診年月	受診者名	受診医療機関名等	医療費の額	患者負担額
31年 01月	姓	医	674670	24600
31年 02月	姓	医	9552	3880
31年 03月	姓	医	655980	21600
31年 04月	姓	医	603520	24600
31年 05月	姓	医	1233	11478
31年 06月	姓	医	350160	21600
31年 07月	姓	医	7161	6160
31年 08月	姓	医	1111	4440
31年 09月	姓	医	1111	4440
31年 10月	姓	医	1111	4440
31年 11月	姓	医	1111	4440
31年 12月	姓	医	1111	4440

① ②

①1月から12月までの「医療費の額」の合計額を転記してください

- ・生命・損害保険に基づく給付金
 - ・高額医療費の支給
- がある場合は記入してください

医療費控除の明細書
セルフメディケーション税制は受けられません

氏名

① (1)のうちその種中に実際に支払った医療費の額 ② (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額

① 円 ② 円

2 医療費（上記1以外）の明細 「医療を受けた方の氏名」「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の (2) 病院・薬局などの (3) 医療費の区分 (4) 支払った医療費 (5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額

(2) 医療費の領収書がある場合

- ・医療を受けた人

- ・病院・薬局

ごとに集計した内容を転記します

医療費控除の明細

セルフメディケーション税制は受

- ・生命・損害保険に基づく給付金

- ・高額医療費の支給

がある場合は記入してください

医療費控除の明細書

氏名

① (1)のうちその種中に実際に支払った医療費の額 ② (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額

① 円 ② 円

2 医療費（上記1以外）の明細 「医療を受けた方の氏名」「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の (2) 病院・薬局などの 支払先の名称 (3) 医療費の区分 (4) 支払った医療費 (5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額

東 太郎 西条病院

診療・治療 介護保険サービス 医薬品購入 その他医療費

250,000円 100,000円

● 重要なお知らせがあります。
※医療費控除の対象かどうかについては、16ページの「医療費控除の対象となるもの・ならないもの（例）」を参考にしてください。

該当する項目にチェックを入れます

医療費の合計 A (A+B) B (A+B) 円

合計



※医療費控除の対象かどうかについては、16ページの「医療費控除の対象となるもの・ならないもの（例）」を参考にしてください。

※医療費控除及びセルフメディケーション税制の明細書は、このページの右側（しおりの裏表紙）の用紙を切り離してお使いください。また、市民税課のホームページからも印刷することができます。

令和7年分 医療費控除の明細書【内訳書】

*この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所

氏名

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目
が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が
支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額(自己負担額)(注)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額
円 ②	円 ①	円

(注) 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

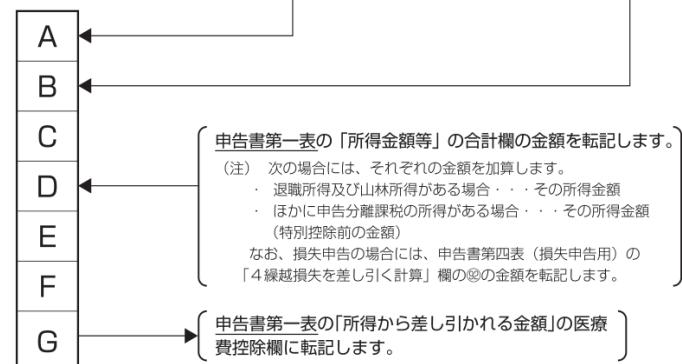
2 医療費（上記 1 以外）の明細

「領収書1枚」ごとではなく、

2 医療費（上記 1 以外）の明細
[「歌 収入」かくしゆりゅう・「医療費」いりょうひ・「医療を受けた方」・「病院等」びやうとうごとにまとめて記入できます。]

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計)	円
保険金などで補てんされる金額		
差引金額 ([A] - [B])	(マイナスのときは0円)	
所得金額の合計額		
[D] × 0.05	(赤字のときは0円)	
[E]と10万円のいずれか少ない方の金額		
医療費控除額 ([C] - [F])	(最高200万円、赤字のときは0円)	



令和 7 年分 セルフメディケーション税制の明細書

※この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません。

住 所

氏名

1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1) 取組内容	<input type="checkbox"/> 健康診査	<input type="checkbox"/> 予防接種	<input type="checkbox"/> 定期健康診断
	<input type="checkbox"/> 特定健康診査	<input type="checkbox"/> がん検診	<input type="checkbox"/> ()
(2) 発行者名 (保険者、勤務先、市区町村、医療機関名など)			

※取組に要した費用（人間ドックなど）は、控除対象となりません。

「薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。

3 控除額の計算

支払った金額	(合計)	円
保険金などで 補てんされる金額		
差引金額 (Ⓐ - Ⓛ)	(マイナスのときは0円)	
医療費控除額 (Ⓒ - 12,000円)	(最高8万8千円、赤字のときは0円)	

